

令和6年度 大阪市公衆衛生活動事業補助金 募集要項

大阪市公衆衛生活動事業補助金（以下「補助金」という。）は、市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、医師による三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）の普及啓発を図るための事業に対しその経費の一部を補助することにより本市の公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

1 補助金の概要

(1) 補助対象となる活動（事業）

補助金の交付対象となる事業は、一の区の区域を対象として当該区域の地域医療に従事する医師が三次予防の普及啓発を目的として実施する、次の事業とします。

- ア 医療相談
- イ 講演会

(2) 補助対象外となる活動（事業）

本市の実施する公衆衛生活動を含むイベント事業として行う事業

※ただし、実行委員会形式など団体等も主催の立場で、かつ当該イベント事業に参加する他団体等と同様の人的負担等を負って事業を実施したうえで、別途場所を設け、経費が明確に区別できる補助対象事業を実施する場合はこの限りではありません。

その他、本市の実施する事業と内容及び対象者が重複していると認められる事業、他の制度による補助金の交付を受けている、又は交付の対象となる事業等は補助対象とはなりませんので、詳細は大阪市公衆衛生活動事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）をご覧ください。

(3) 補助金額等

補助対象経費の1/2以内、1区1申請者当たり341,000円以内、ただし、本市予算における当該区にかかる補助金交付上限額内とします。

本補助金は、補助対象活動に対する補助金ですので、団体の運営等に要する経費は補助対象とはなりませんのでご注意ください。

※令和6年度各区にかかる上限額は、交付要綱「別表2」でご確認ください。

さい。

「当該区にかかる補助金交付上限額」は令和5年度の額から変更になっていますので、ご注意ください。

(4) 補助対象経費

補助対象となるのは、申請される活動に要するものです。団体運営費等は対象となりません。また、申請された金額については内容を審査した上で、補助金額を決定します。詳細は交付要綱「別表1（第4、5条関係）」でご確認ください。

※補助対象経費については、領収書等により事業実施に係る経費であること及び補助事業申請者が支払ったことを確認できることが必要です。

2 補助対象となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に実施される事業が、補助の対象となります。

3 申請期間

事業開始日の30日前まで

【事業開始日30日前の17時30分必着】

(この事業は、令和6年度予算の成立をもって実施します。)

4 申請方法

次に掲げる各種申請書類に必要事項を記入し提出してください。

大阪市公衆衛生活動事業補助金交付申請書〔様式第1号〕

事業計画書〔様式第1-2号〕

事業収支予算書〔様式第1-3号〕

5 提出方法

申請書類はメールでの送付あるいは郵送により提出してください。

(メール送付先) fc0005@city.osaka.lg.jp

(郵送先) 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市健康局健康推進部健康づくり課

公衆衛生活動事業補助金 係

※申請書類への押印は不要です。

6 補助金について

(書類の不備等がないようにするため、必ずご確認ください)

○交付申請に関する事項

- ・本市の実施する事業と内容及び対象者が重複していると認められる事業は補助金の交付対象となりませんので、事業計画書には事業名称(講演会テーマ)、目的(三次予防の観点)、実施日時、場所、事業内容(何処に対して何ヶ所に周知、だれを対象に何人参加予定など)について必ず記載してください。
- ・事業実績報告書には事業効果の記入が必要です。そのため事業計画書の作成段階で事業効果の測定方法を必ず記入してください。事業効果を測定していない事業については補助することはできません。

○交付決定に関する事項

- ・大阪市は提出された申請書類の内容を審査し、交付又は不交付の決定を行い申請者あて通知します。
- ・申請された事業計画書等の内容によっては、補助対象の事業や経費と認められないなどの理由により補助金の交付額の減額または不交付を決定することがあります。

○交付決定後に関する事項

- ・交付決定を受けた申請を取下げの場合は、「大阪市公衆衛生活動事業補助金交付申請取下書」(様式第4号)を提出し承認を受けてください。
- ・交付申請で提出した事業計画書及び収支予算書の内容等を変更(軽微な変更を除く)する場合は、必ず事前に「大阪市公衆衛生活動事業補助金補助事業変更承認申請書」(様式第6号)を提出し承認を受けてください。
※承認を受けることなく、事業計画を変更した場合は、補助の対象となりません。
- ・交付申請で提出した事業を中止・廃止する場合は、「大阪市公衆衛生活動事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書」(様式第8号)を提出し承認を受けてください。

○領収書等証拠書類に関する事項

- ・交付申請をした事業については、効果測定の根拠資料(アンケート結果など)、医師免許証の写し、領収書等について必ず保管・整理を行っておいてください。

その他の書類については、補助金の交付決定時にお知らせさせていただきます。

- ・領収書等証拠書類のあて先は交付申請書に記入した補助事業者の正式名称と合致させてください。また領収書については経費の内訳が分かるように但し書き等への記入をお願いします。
- ・本補助金の交付を受ける経費については帳簿を作成し、領収書等を添付するなど支払状況を証する資料と併せて、補助事業者で5年間保管してください。

○実績報告に関する事項

- ・事業終了後、実績報告書に収支決算書等必要な書類を添付し、令和7年3月31日までに提出していただきます。
- ・本補助金は事業終了後に実績報告書等を審査し、交付額を確定した後、請求していただきます。

7 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市健康局健康推進部健康づくり課

電話 06-6208-9943 FAX 06-6202-6967